

保育の必要性を証明する書類一覧

すべての保護者について提出が必要です。

様式および記入例は、菟野町ウェブサイトからダウンロードできます。

きょうだいで同時に申請を行う場合は、一番上のお子さんに原本を、下のお子さんにコピーをそれぞれ添付してください。

保護者の状況		保育の必要性を証明する書類	
就 労	雇用されている方 (内定を含む)	様式「 就労証明書 」 ・裏面の記入要領を確認してください。 ・就労先が複数ある場合は、それぞれの雇用主による証明書が必要です。またタイムスケジュール等、一週間の勤務時間がわかる書類も提出してください。 ・変則就労の場合、直近1ヶ月のシフト表等を添付してください。 ・菟野町から雇用主(事業主)に連絡する場合があります。	
	自営業の方	・様式「 就労証明書 」 ・ 確定申告写し (申告書Bの第一表および第二表) ※確定申告の写し以外に給与明細の写しや開業届出書や営業許可書など可	
出 産	出産の準備や出産後の休養が必要なとき	母子手帳の写し	表紙と分娩(出産)予定日が確認できるページ ※保育の認定期間は出産予定日の4週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで
疾 病	保護者の病気・けがのとき	様式「 診断書 」	保育が困難な状況、傷病名、期間を記載したもの
障 が い	保護者に障がいがあるとき	障害者手帳等の写し	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の手帳番号、本人欄が確認できる部分
介 護 ・ 看 護	病人や要介護者を介護しているとき	様式「 介護に関する申告(証明)書 」	病人の疾病名、期間や要介護状態を記載したもの
就 学	保護者が学校に通っているとき	・ 在学証明書 または 学生証の写し ・ 時間割のわかる資料	・趣味講座や通信教育は除く ・時間割表が提出できない場合は様式「 タイムスケジュール申告書(就学) 」
活 動 求 職	仕事を探しているとき	様式「 求職活動申立書 」	※保育の認定期間は最長3カ月

<申請にあたっての注意点>

- ・認定を受けた方は、申請時点の状況から変更が生じた場合(例えば、就労要件の方が退職されて、求職活動される場合など)、認定内容を変更する必要があります。つきましては、「施設等利用給付認定変更届」を提出してください。
- ・認定を受けた方は、引き続き「保育の必要性」を有しているかを年1回確認する必要があります。提出時期や提出方法については、別途ご案内をさせていただきます。
- ・プレ保育は対象外です。